

薬価制度の抜本改革に向けた対応について

平成 28 年 11 月 30 日
厚生労働省

1. 経緯

- 近年、C型肝炎治療薬など、革新的ではあるが、単価が高く、市場規模の極めて大きな薬剤が登場しており、医療費の高い伸び率に影響しているものと考えられる。こうした状況のもと、平成 28 年度の薬価改定において、市場拡大再算定の特例を導入した。
- さらに、オブジーボについては、効能・効果の追加や用法・用量の拡大により当初の想定を超え、大幅に市場が拡大した状況を踏まえ、国民負担軽減の観点と医療保険財政への影響を考慮し、平成 28 年 11 月 16 日の中医協において緊急的な対応を取りまとめた。
- これらの事態は、薬価収載後の状況変化、すなわち、効能追加や予想を上回る市場の拡大、流通価格の変動に対して、柔軟な対応ができていないのではないか、といった指摘のほか、薬価算定方式（原価計算方式・類似薬効比較方式）の正確性・透明性の向上、適切な外国価格との調整、費用対効果についての薬価への反映といった課題が、中医協のほか、経済財政諮問会議有識者議員から指摘されている。
- このような状況を踏まえ、平成 28 年 11 月 25 日第 19 回経済財政諮問会議において、「民間議員の提案も踏まえ、薬価制度の抜本改革に向けて諮問会議で議論し、年内に基本方針を取りまとめる」よう総理指示がなされた。（「薬－1 参考 1」参照）

2. 今後の対応

- (1) イノベーションの推進と国民皆保険の持続性の両立を目指した薬価制度の抜本改革に向け、関係者の意見を聴取しつつ、年内に政府基本方針を策定し、当該基本方針に基づき具体的方策を取りまとめる。
- (2) 具体的方策については、基本方針を策定した後、中医協薬価専門部会を中心に、必要な検討や広く関係者の意見聴取を行い、取りまとめを行うこととする。